

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市都市公園条例第28条；第29条；30条
基準規定	周南市都市公園条例第28条；第29条；第30条
処分基準	<p>周南市都市公園条例第28条 (罰則)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第4条(第26条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第5条第1項又は同条第3項(第26条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第15条第1項又は第2項(第26条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者</p> <p>第29条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条に定める違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の 名称	原因者への費用負担命令
処分権者	市長
根拠規定	都市公園法第13条
基準規定	都市公園法第13条
処分基準	<p>都市公園法第13条 (原因者負担金)</p> <p>第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	付帯工事原因者への費用負担命令
処分権者	市長
根拠規定	都市公園法第14条第2項
基準規定	都市公園法第14条第2項
処分基準	<p>都市公園法第14条第2項 (附帯工事に要する費用)</p> <p>第14条 都市公園に関する工事により必要を生じた他の工事又は都市公園に関する工事を行うため必要を生じた他の工事に要する費用は、第8条の規定により許可に附した条件に特別の定がある場合及び第9条の規定による協議による場合を除くほか、その必要を生じた限度において、当該都市公園に関する工事について費用を負担する者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となったものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	公園保全立体区域内の工作物などによる損害防止等措置命令
処分権者	市長
根拠規定	都市公園法第26条第2項
基準規定	都市公園法第26条第2項
処分基準	<p>都市公園法第26条第2項 第26条 2　公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認め る場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する 施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずる ことができる。</p>
不利益処分 をしようと する場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	公園保全立体区域内の土石の採取などによる損害防止等措置命令
処分権者	市長
根拠規定	都市公園法第26条第4項
基準規定	都市公園法第26条第3項・第4項
処分基準	<p>都市公園法第26条第3項、第4項 第26条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	都市公園の原状回復等の命令
処分権者	市長
根拠規定	都市公園法第27条第1項
基準規定	都市公園法第27条第1項
処分基準	<p>都市公園法第27条第1項 (監督処分)</p> <p>第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>（1）この法律（前条を除く。以下この号において同じ。）若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>（2）この法律の規定による許可に付した条件に違反している者（3）偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の 名称	工作物等の除去などの措置に係る費用負担
処分権者	市長
根拠規定	都市公園法第27条第9項
基準規定	都市公園法第27条第9項
処分基準	<p>都市公園法第27条第9項 (監督処分) 第27条 9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。</p>
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	公園予定区域等における原因者への費用負担命令（第13条の準用）
処分権者	市長
根拠規定	都市公園法第33条第4項
基準規定	都市公園法第13条
処分基準	<p>都市公園法第13条 (原因者負担金)</p> <p>第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	公園予定区域等における付帯工事原因者への費用負担命令（第14条第2項の準用）
処分権者	市長
根拠規定	都市公園法第33条第4項
基準規定	都市公園法第14条第2項
処分基準	<p>都市公園法第14条第2項 (附帯工事に要する費用) 第14条 2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となったものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令（第26条第2項の準用）
処分権者	市長
根拠規定	都市公園法第33条第4項
基準規定	都市公園法第26条第2項
処分基準	<p>都市公園法第26条第2項 (原状回復) 第26条 2 公園管理者は、第5条第2項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	公園予定区域等における土石の採取などによる損害防止等措置命令（第26条第4項の準用）
処分権者	市長
根拠規定	都市公園法第33条第4項
基準規定	都市公園法第26条第3項・第4項
処分基準	<p>都市公園法第26条第3項、第4項 (原状回復)</p> <p>第26条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	公園予定区域等における原状回復等の命令（第27条第1項の準用）
処分権者	市長
根拠規定	都市公園法第33条第4項
基準規定	都市公園法第27条第1項
処分基準	<p>都市公園法第27条第1項 (監督処分)</p> <p>第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>（1）この法律（前条を除く。以下この号において同じ。）若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>（2）この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>（3）偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	公園予定区域等における工作物等の除去などの措置に係る費用負担（第27条第9項の準用）
処分権者	市長
根拠規定	都市公園法第33条第4項
基準規定	都市公園法第27条第9項
処分基準	<p>都市公園法第27条 (監督処分) 第27条 9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の 名称	使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市都市公園条例第13条
基準規定	周南市都市公園条例第13条
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	許可等の取消し、措置命令等
処分権者	市長
根拠規定	周南市都市公園条例第15条第1項・第2項
基準規定	周南市都市公園条例第15条第1項・第2項
処分基準	<p>周南市都市公園条例第15条第1項、第2項 (監督処分)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 公園の保全又は公衆の公園利用に著しい障害が生じた場合 (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の 名称	公園予定区域又は予定公園施設における使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市都市公園条例第26条
基準規定	周南市都市公園条例第13条
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	公園予定区域又は予定公園施設における許可等の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	周南市都市公園条例第26条
基準規定	周南市都市公園条例第15条第1項・第2項
処分基準	<p>周南市都市公園条例第15条第1項、第2項 (監督処分)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 公園の保全又は公衆の公園利用に著しい障害が生じた場合 (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の 名称	使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市普通公園条例第7条
基準規定	周南市普通公園条例第7条
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	許可等の取消し、措置命令等
処分権者	市長
根拠規定	周南市普通公園条例第9条
基準規定	周南市普通公園条例第9条
処分基準	<p>周南市普通公園条例第9条 (利用の禁止又は制限)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域を定めて普通公園の利用若しくは使用又は行為を禁止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) 普通公園の損壊その他の理由により、公衆の利用に危険が生ずるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 普通公園に関する工事のためやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(3) その他普通公園の管理上必要であると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、普通公園の管理上の理由以外の理由に基づき公益上やむを得ないと認められるとき。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市普通公園条例第17条
基準規定	周南市普通公園条例第17条
処分基準	<p>周南市普通公園条例 (罰則)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第6条第1項又は同条第3項の規定に違反して同条第1項に掲げる行為をした者</p> <p>2 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項に定める違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各項の過料を科する。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	公園花とみどり課
処分の名称	緑化地域内において緑化率規制に違反した建築物に対する違反是正措置命令
処分権者	市長
根拠規定	都市緑地法第37条第1項
基準規定	都市緑地法第37条第1項
処分基準	<p>都市緑地法第37条第1項 （違反建築物に対する措置）</p> <p>第37条 市町村長は、第35条（第四項を除く。）の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	